

令和2年度 第2回 赤穂市障害者自立支援協議会

1 開催日時 令和2年9月30日(水) 13:30～14:58

2 開催場所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 委員

児嶋佳文委員、内海貴美子委員、梅澤加織委員、深井光浩委員、黒川耕次委員、木村佳史委員、藤田真紀子委員代理副会長岡本知佐子、溝端善子委員、中川裕美子委員、小田正勝委員、山本亮委員代理教育指導担当係長杉山健一、前田智子委員、松本松枝委員

(2) 事務局

丸尾 誠(社会福祉課長)、松田留美子(障がい福祉係長)、田中宏樹(障がい福祉係主査)、吉田早希子(赤穂市障がい者基幹相談支援センター)

(3) オブザーバー

濱本さとみ(西播磨圏域コーディネーター)

4 報告事項

(1) 赤穂市障がい者基幹相談支援センターの愛称について【資料1】

(2) 事業所の開設について【資料2】

5 協議事項

『第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画の策定について』

(1) ニーズ調査の結果について【資料3】

(2) 計画素案について【資料4】

6 その他

7 閉会

事務局	<p>それでは時間が参りましたので、ただいまより、令和2年度第2回赤穂市障害者自立支援協議会を開会いたします。</p> <p>本協議会は、協議会設置要綱第7条の規定で公開することとなっており、傍聴人につきましては本日希望がございませんことをご報告申し上げます。</p> <p>次に、欠席の状況についてですが、赤穂健康福祉事務所の柿本委員、重心障害者児（者）の会スマイルの富田委員より事前に欠席の報告を受けております。木村委員につきましてはおって出席いただけるものと考えております。あわせまして、赤穂市手をつなぐ育成会藤田委員、赤穂市教育委員会山本委員より、代理人での出席の報告を受けておりますので、ご報告いたします。</p> <p>なお、事前に配布しておりました出席者名簿のうち、事務局の健康福祉部長の柳生が急遽他の公務が入ったため欠席となっておりますことをお詫び申し上げてご報告させていただきます。</p> <p>次に、本日の資料の確認をお願いいたします。</p> <p>（資料確認）</p> <p>それでは、次第に従って進めさせていただきます。</p> <p>次第2、児嶋会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>お忙しい中、第2回目の協議会にご出席いただきありがとうございます。</p> <p>第6期赤穂市障がい福祉計画等の策定ということで、1回目の協議会にて、国の指針や今後のスケジュール等の確認をいたしました。</p> <p>この後、団体・事業所ニーズ調査の結果の説明と計画素案についてご協議いただく事になります。</p> <p>委員の皆様方のご意見を頂戴し、次回の計画案に反映できるところは反映させて、よりよい計画策定に繋げて参れたらと考えております。</p> <p>赤穂市の障がい福祉施策の推進にとって、有意義な場となりますよう皆様のご協力をお願いいたします。</p>
事務局 (丸尾課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の進行につきましては、本協議会設置要綱第6条第1項の規定により、会長が会議の議長となることとなっておりますので、児嶋会長の方に進行をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>それでは、ここからは私の方で会の進行をさせていただきます。</p> <p>議事の進行にご協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第3、報告事項（1）赤穂市障がい者基幹相談支援センターの愛称について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは資料1をご覧ください。</p> <p>赤穂市障がい者基幹相談支援センターの愛称についてです。本日配布しておりますカラーのチラシも合わせてご覧いただければと思います。</p> <p>基幹の愛称については、第1回の自立支援協議会において委員の皆様からご意見</p>

	<p>を頂戴いたしまして、11の候補から3つに絞らせていただきました。その後、市役所社会福祉課内や基幹の受託者であります医療法人千水会さんとも協議した結果、自立支援協議会でも一番多く賛同のありました「え〜る」に決定したものです。</p> <p>「え〜る」の意味といたしましては、応援します、後押ししますという気持ちを込め、英語の「エール」をやわらかくひらがなで表現しておりまして、令和2年10月1日、明日から使用することとしております。</p> <p>この「え〜る」という愛称についてですが、基幹相談支援センターへの相談は、障がいのある方やその関係者の経済的なこと、家族のこと、就労のこと、将来のことなど多岐にわたっており、同じ社会福祉課の生活困窮者自立支援機関等と連携して相談や支援にあたることも多いことから、基幹相談支援センターと社会福祉課相談窓口の愛称名を統一することで、福祉に関する相談としての入り口を広げ、相談に訪れやすい窓口となることも含めて決定したものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>以上、事務局からの説明がありましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようですので、報告事項(2)事業所の開設について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、資料2をご覧ください。</p> <p>事業所の開設についてです。木津にあります障害福祉サービスえにしさんが、8月から行動援護の事業を開始しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>以上、事務局からの説明が終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。</p> <p>特にないようですので、6. 協議事項に移ります。</p> <p>「第6期赤穂市障がい福祉計画・第2期赤穂市障がい児福祉計画の策定」につきましてご協議いただきたいと思います。まず、(1)ニーズ調査の結果について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料3と参考の調査票をご覧ください。</p> <p>ニーズ調査の結果についてご説明させていただきます。</p> <p>資料3については、参考資料の自由記述形式での調査票を団体・事業所等に配付・回収し、取りまとめたものです。2ページをご覧ください。調査票配付時にヒアリングの希望を伺いましたが、ヒアリングを希望された団体・事業所等はありませんでした。ご回答いただきました団体・事業所の合計は52か所で、回収率は100%となっております。</p> <p>3ページから調査結果を掲載していますが、項目もたくさんありますので少しかいつまんで説明させていただきます。</p> <p>3ページの「1. 団体・事業所の設立目的・組織の概要・活動内容について」のところで、「①活動にあたっての問題点など」についてご報告させていただきます。活</p>

動にあたっての問題として、障がい者団体・事業所ともに「人材が不足している」と答えたところが多く、特に事業所で職員が不足しているところが多くみられました。また、事業所においては、職員の高齢化や利用者のニーズが多様化しているなどの理由から職員が不足しているだけでなく、部屋が狭くなってきた、老朽化などの理由による「設備の不備」、職員の資質の向上について、課題を抱えるところが多くみられました。

4 ページ「②障害福祉サービス等の新たな展開（拡大）について」についてです。障害福祉サービス等の新たな展開について、時期は未定ですが、新たに生活介護の事業拡大の意向がありますが、ほとんどの事業所は今後の事業拡大を考えていない状況です。

その下、「2. 障がいのある人を取り巻く日常生活について、ご存じの範囲で次の項目ごとに現在の状況や問題点・課題、必要な支援（整備）をご記入ください」のところ、「①相談支援体制について」です。相談に関しては多くの意見をいただきまして、「相談支援事業所・サービス利用計画関係」と「相談全般」の2つの項目でまとめています。

「相談支援事業所・サービス利用計画関係」に対する意見としては、相談窓口や事業所における「連携が重要」という意見が多く出ています。そのほか、相談支援のレベルアップ、利用者が増えたことにより支援が十分にできていないなどの意見が出ています。

「相談全般」に対する意見としては、「相談窓口を知らない、わからない」という意見が多く、そのほか、本人が相談できないことへの支援や相談に対して抵抗がある場合への対応、ワンストップサービスの体制の整備などの意見が出ています。相談に関する意見は多種多様で、意見も多く、団体・事業所における関心が高い分野と考えられます。

5 ページの「②障害福祉等サービスについて（不足しているサービス、子ども・成人・高齢者など、各ライフステージに応じて必要と思われるサービスなどについて）」です。

子どもに関するサービスについて、「預かり」に関するサービスの希望が多く、具体的には短期入所や日中一時支援に対する希望が多くなっています。また就学後の療育事業の必要性、重度の障がいのある子どもが利用できる事業所の必要性、進学時の相談窓口についてなどの意見が出ています。

6 ページの成人のサービスでは、短期入所、グループホーム、居宅介護を求める声が多く、理由としてはどれも不足しているという意見が多く、そのほかにも障がいの種類・特性にあったもの、休日や夜間対応などの要望も出ています。障害福祉サービス等以外では、余暇に関する支援などの意見が出ています。

7 ページの高齢障がい者のサービスでは、同一サービスにおいては介護保険が優先という制度上に対する意見が多くみられました。具体的には、65歳を境に介護保険サービスへの移行の難しさや負担増になるケース、これまで利用していたサー

ビスが利用できなくなるなど、様々な意見が出ています。

また、グループホームをはじめ、介護保険サービスと障害福祉サービスが一体となった共生型サービスなどの要望が出ています。

同じ7ページの「③在宅生活を続けるために必要なサービスについて（障害者総合支援法以外で、地域で生活していく上で必要と考えられるサービス）」に対する意見としては、総合支援法以外に必要なサービスとして、地域で生活するための地域の理解や協力、包括的な体制の整備に対する意見が多くみられました。また、余暇支援に関する意見、気軽に相談できる場所の確保などへの意見が出ています。また、成年後見制度の利用や家族のレスパイトの場の提供に対しても意見が出ています。

9ページの「⑥療育について（障がいのある子どもの医療、治療、育成、保育、教育などについて）」に対する意見としては、早期療育についての意見が多く、具体的には発達障がいの診断ができる専門医の確保や早期療育の受け皿の確保、言語指導・機能訓練の事業所が少ないなどの意見がみられます。また、保育所・幼稚園に関して、加配教諭等が確保できていないという意見がみられます。そのほか、関係機関との連携や重症心身障がい児・医療的ケア児への療育の場の不足、土日に利用できるサービス、余暇活動に繋がる教室等の取り入れなどが求められています。

10ページの「⑦就労について（一般就労、福祉的就労、職業訓練、企業の理解などについて）」に対する意見としては、企業に対して理解を求める声が多くみられました。具体的には企業に対して理解してもらえる体制づくりや障がいそのものに対する理解についての意見が多くなっています。また、障がいのある人を受け入れてくれる企業が少なくことや職場実習・訓練の場の充実も求められています。企業に対する理解を求める声がある一方で、障がい者雇用により企業の理解が深まっているという逆の声もあります。

そのほか、企業から福祉的就労事業所に対する仕事のあっせんや企業と事業所が関われる機会の創出など、様々な意見が出ています。

13ページの「⑩緊急時の支援について」に対する意見としては、24時間の支援体制をはじめ、緊急受け入れ先の確保、地域とのつながりが必要との意見が出ています。なお、各事業所の取組として、緊急時のマニュアルの作成や連絡体制の確保、医療機関等緊急連絡先の確認など、様々な緊急時における体制整備が進められている状況です。

14ページの「⑬親亡き後の支援について」に対する意見としては、成年後見制度の利用に関する意見が多くみられました。具体的には制度の利用による金銭等管理の必要性や制度の充実・円滑に利用できる体制、成年後見を受ける法人の育成に対して意見が出ています。

また、施設入所やグループホームの利用に関する意見として、利用希望者が多いことと施設の不足への意見も出ています。そのほか、地域で生活していくための体制整備や障害福祉サービスと高齢者サービスの併用による支援など、様々な意見が

出ています。

17ページの「3. 障がいのある人及び児童がともに地域で暮らせる「地域共生社会」を実現していくため、地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みを作っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。」に対する意見としては、「理解を深める」という意見が大部分を占めています。具体的には、障がいのある人とない人の交流やイベントの開催、地域での交流・環境づくりなど、障がいのある人とふれあう機会や学ぶ機会を設けることについて、多く意見が出ています。

18ページの「4. 在宅や地域での生活を望んでいる施設入所者や入院患者の地域移行を進めるためには、どのような支援が必要だと思いますか。」に対する意見としては、地域移行を進めるための支援として、地域の見守りと理解を求める声が多く出ています。次にグループホームの整備、住まいの確保と保証人の問題、体験の場が不足しているなどの意見が多くみられます。

19ページ「5. 今後、赤穂市において重点的に取り組む施策（事業）を挙げるとしたら、何がいいでしょうか。」については、15項目について聞いています。そのうち、「親亡き後の支援」が36.5%（19件）と最も多く、次いで「相談支援」が34.6%（18件）、「障害福祉サービス」が23.1%（12件）となっています。

最も多い「親亡き後の支援」を求める理由として、親や当事者の高齢化が進み、親亡き後の我が子の暮らしに不安を抱えており、入所施設やグループホームの少なさ、また、誰もが直面する課題であることを認識し、一緒に考えていく必要があるなどの意見が出ています。

以上です。

議長	以上でニーズ調査結果についての説明は終わりましたが、このことについて質問等ございましたらお願いします。
委員	「7. 就労に就いて」ですけれども、今年はコロナイヤーということで、非常に3月、4月に比べるとやっぱり企業さんの方もしんどくなってきている。実際に、私の患者さんなんかでも、雇い止めに合ったり、どんどん仕事が少なくなったりしています。今、有効求人倍率が1倍近くになってきたということもありますし、おそらく事業所さんのなかでも、お仕事自体がどんどん少なくなっているというのが感じられているんですが、その辺こちらで調べたあたりでは、今年ならではのコロナの影響やそういったことに関する意見とか要望等はなかったんでしょうか。
事務局	就労に関してということでもよろしいですか。2月から4月の国の方からも外出はなるべく控えるようにという緊急事態宣言の時には、特に事業所さんからは要望というのはなかったです。ただ、イベントがないので、商品、製品を売る場所が少なくなっているというようなお話はございました。 その後少し落ち着いてきてから、やはりその影響が後々きたんだと思いますが、工賃の問題であるとかというようなお話は少し出てきておまして、何か補助的なものはないだろうかという相談はありました。ただ、その時期になりましたら、県の方から補助がでるというお話がありましたので、そちらのほうの説明はさせてい

	<p>ただいております。</p>
委員	<p>その他就労に限らず、全般的に福祉の計画についてコロナの影響があるかなと思われることは何かないですか。具体的に何か書くというのは難しいと思うんですけども、一般的に聞いているだけではなかなか出てこないと思いますけど。</p>
事務局	<p>短期入所の事業所さんが受け入れを中止しているところもありまして、短期入所を利用されていた方が、行けなくなったというお話は聞いております。あと、外に出るのが怖くて、在宅でサービスを受けたいというご相談もございましたが、それぐらいだと思います。</p>
委員	<p>ありがとうございます。医療関係全般的に言えることですが、マスコミでも言われていますが、外来に来られる患者様で熱があれば外で待っててください、ということになっています。37.5℃以上あった場合にはちょっと受診を控えていただくという、逆に熱があるから来ているのに何で診てもらえないんだという話になるんですけども、そういうことが本当に起こってきています。私の方は精神科なので、発熱を主訴として来られることはないんですけども、夏場だと特に外気が暑いですから、37.5℃以上の方が結構いらっしゃる。とりあえず駐車場で待機していただいて、投薬再診療で済ませられる方はお薬だけ処方して帰っていただく。ちょっと外で涼んでいただく、日陰です。室内に入れると即、院内感染の可能性が出てくるものですから、中に入れるわけにはいかない。日陰のところまで待機していただいて「37.2℃になったからじゃあ入ってください」と変なことが起こっています。そういうことが当たり前のようになってきている世の中になんだなというふうに思っています。ですから、おそらく施設をされているところは皆そうだと思うんですけど、職員も当然皆熱を測らないといけない。皆さんがコロナウイルスの状況で過剰に防御するのも問題かと思うんですけども、まだ具体的に「こうすれば大丈夫」という方法がない。ですからここ1年くらいはまた同じことが続く。そうするとやはり事業所さんも厳しい。社会全体のシステムの中でいろいろなひずみが出てきていて、しんどい状況になるんじゃないかなと思っています。それはここにおられる皆さんそう感じていらっしゃると思うんですけど、特に医療界はそういうような状況になっていまして、とにかく「院内感染どうしようか」「感染者が見つかったらどうしようか」ということで、まず熱発者を排除する感じになっているところが伺えます。</p>
委員	<p>すみません。就ポツの方の登録者の中で、コロナウイルスの関係で企業の業績悪化によって解雇になった方が2名いらっしゃいます。例えば自動車関係とか、老人デイサービスとかですね。そんなに大きくはでてないですけども、就ポツの登録者ではそういうことがあります。</p> <p>赤穂精華園の入所施設とかグループホームでは、やはり面会、外出、外泊の自粛ということで、ずっと春からしていまして、本当に利用者さんもかなりストレスが溜まっている状況です。だんだん兵庫県も6月から感染者が少なくなってきたり、今もまた増えたり少なくなったり、それを見極めながら保護者会会長、役員さんと</p>

	<p>相談しながら、ちょっと外出であったら、ドライブ外出とかですね、マクドナルドのドライブスルーとかで、ちょっと外出行事はできる範囲でしている状況です。私達職員も不安を感じています。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にございませんか。</p> <p>ほかにないようでしたら、次に（２）計画素案について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料４をご覧ください。</p> <p>第６期赤穂市障がい福祉計画・第２期赤穂市障がい児福祉計画の素案の説明をさせていただきます。</p> <p>１ページをご覧ください。第１章の計画策定にあたっての項目です。「１．計画策定の目的」のところで計画の法的根拠と障がい福祉計画、障がい児福祉計画それぞれの令和５年度までの障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業のサービス見込み量を示す計画となることを示しています。</p> <p>「２．計画の期間」については、第３次赤穂市障がい福祉プランが平成３０年度から令和５年度までの６年の長期のスパンに対しまして、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は３年スパンで見直すこととなっていますので、今回は令和３年度から令和５年度までの第６期障がい福祉計画と第２期障がい児福祉計画の策定ということを示しています。</p> <p>２ページの「３．他計画との関係」の所をご覧ください。市の総合計画等と整合性を合わせながら計画を策定しますという内容となっています。４．計画の策定体制」で、本協議会における検討とニーズ調査、１２月に実施を予定しているパブリックコメントについて示しております。</p> <p>３ページからの第２章「赤穂市の現状」についてになります。３ページは人口の推移、４ページは障がい者手帳所持者の推移で、５ページが身体障害者手帳所持者数の状況、７ページが療育手帳所持者数の推移、８ページが精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移、９ページが自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移と特定医療費（指定難病）受給者数の推移、１０ページが小児慢性特定疾患受給者数の推移となっています。こちらで訂正をお願いしたいと思います。９ページ、１０ページの（３）特定医療費（指定難病）受給者数の推移と、（４）小児慢性特定疾患受給者数の推移になりますが、そこの出典資料のところ、赤穂健康福祉事務所調べとなっていますが、兵庫県赤穂健康福祉事務所調べ、と変更をお願いします。それと１０ページの（４）小児慢性特定疾患受給者数の推移ですが、こちらの文言の間違いで、「特定疾患」ではなく、「特定疾病」と修正をお願いします。また本文中の１行目、表の表題も「疾患」となっていますが「疾病」に修正をお願いします</p> <p>続いて、１１ページ以降は、障害福祉サービスの利用状況になります。こちらは現計画の平成３０年度から令和２年度までの実績値、令和２年度は見込み値となりますが、それら実績値と、第５期の計画値を比較した表になります。１１ページが訪問系サービス、１２ページが日中活動系サービス、１３ページが居住系サービス、</p>

相談支援、14ページが障害児通所支援ということで掲載しております。15ページ以降は地域生活支援事業の実施状況で、こちらは数値目標の項目だけでなく実施の有無といった表現のところもありますが、こちらも令和2年度までの現計画の実績等を掲載しております。

18ページですが、「第3章 計画の基本方針」ということで、(1)から(6)までの6つの基本方針を挙げさせていただいています。この基本方針は、現計画からの継続項目となっています。

19ページの「第4章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標」です。こちらは、国が示す基本方針の成果目標に該当するところで、「1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行」について、令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行する、また令和5年度末の施設入所者を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減するという目標を国の方が掲げておりますので、当市でも国の目標を達成させるような形で設定をしており、令和5年度の入所施設から地域生活への移行者数を4人、施設入所者数を2名減の62人と設定しております。

次に、「2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」ですが、当市では令和元年度から関係機関とともに「保健・医療・福祉関係者による協議の場」を設置しており、今後ともこの協議の場を活用して連携体制の強化を図っていきたいと考えています。

次に、「3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」ですが、地域生活支援拠点については平成29年度に面的整備の形で赤穂市全体で整備するとして1か所設置しており、本協議会において拠点整備の進捗状況の報告を行い、運用状況の検証と検討の実施を行ってまいります。

20ページをご覧ください。「4. 福祉施設から一般就労への移行」です。福祉施設から一般就労への移行者数として、令和5年度の目標数値を、令和元年度の実績から1.27倍ということで12人を目標値として設定しています。

表の3番目以降ですが、こちらは次期計画からの新規の目標設定部分となりました。就労移行支援、就労継続支援A型、B型からの一般就労者数を目標設定することとなりました。令和5年度の目標数値として、就労移行支援からの一般就労者数を令和元年度実績の1.3倍以上の4人、就労継続支援A型事業所からの一般就労者数を令和元年度実績の概ね1.26年度倍以上の2人、就労継続支援B型からの一般就労者数を令和元年実績の概ね1.23倍以上の6人と設定しております。また、一般就労への定着を図る観点から、一般就労への移行者のうち就労定着支援を利用した移行者数を令和元年度実績の7割以上として9人、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上として1か所設定しております。現在、当市では就労定着支援の事業指定を受けている事業所はありませんが、就労移行支援事業所や就労継続支援A型の事業所が今でも同じようことをさせていただいておりますので、そういった事業所さんに働きかけを行いたいと考えています。

21ページをご覧ください。「5. 障がい児支援の提供体制の整備等」です。

こちらは現計画からの継続項目となっております、児童発達支援センターの設置については、現在も西播磨圏域4市3町で児童発達支援センターたんぼぼにセンター機能を委託しておりますので、それを継続していこうと考えております。

保育所等訪問支援については、令和2年4月から当市に事業所ができておりますので体制の構築はできていると考えています。

重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備と重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの整備では、現計画でそれぞれ1か所整備するとしていますが、開設には至っておらず、引き続き開設に向けて働きかけを行いたいと考えています。

保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場としては、引き続き自立支援協議会こども部会を協議の場として活用することを考えています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、現計画では成果目標ではなく数値目標のひとつとして挙げられておりますが、次期計画では成果目標として掲げられております。現時点でコーディネーターの配置には至っておりませんので、引き続き関係機関と検討していきたいと考えています。

22ページをご覧ください。「6. 相談支援体制の充実・強化等」です。こちらは、相談支援体制に関する新たな項目となっております。掲記のとおり目標設定項目が挙げられていますが、指標達成の具体的内容について、現在国において検討しているところでありますので、現段階で目標数値については記載しておりません。今後、国より内容について示されましたら、数値目標等の設定をしたいと考えております。

次に、「7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」についてです。こちらも新たな項目となっております、市町村職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するために、都道府県が実施する研修に積極的に参加することや障害者自立支援審査支払等システムで審査結果を分析し、請求の過誤請求をなくそうといった取組事項となります。研修への参加は係内の正職員が年1回は研修に参加すること、審査結果の分析は毎月の請求ごとの審査結果を分析することとして目標を設定しております。

続いて23ページ以降ですが、それぞれのサービス見込み量と今後の方策ということで、障害福祉サービス等の数値目標になります。

23ページは訪問系サービスをまとめた表になります。

24ページ以降が、それぞれ訪問系サービスの内容と見込み量について記載をしております。四角で囲んだ部分は各サービスについて簡単に説明しており、その下の囲んでいない部分に数値目標の考え方について記載しております、「(1) 居宅介護」「(2) 重度訪問介護」「(3) 同行援護」「(4) 行動援護」「(5) 重度障害者等包括支援」となっています。

26ページをご覧ください。中ほどから日中活動系サービスになります。「(1) 生活介護」については、ニーズ調査のなかで時期は未定であるが整備を予定する事

業所があったことから、令和5年度から利用が増えるものとして見込んでおります。

28ページをごらんください。こちらは就労系のサービスとなります。「(4) 就労移行支援」については、一般就労を進める観点から利用促進と就労関係機関との連携を推進したいと考えています。それと1か所訂正がありまして、市内サービス提供事業所について、3事業所と記載しておりますが、2事業所の誤りですので訂正をお願いします。

「(5) 就労継続支援A型」については、年々利用が増えている状況で、自立支援協議会の部会を中心に、市内の企業との連携や新たな仕事の開拓などを考えていきたいと考えています。

「(6) 就労継続支援B型」についても、利用が伸びている事業になります。居場所的な側面をもつサービスであったり、利用ニーズも高いことから掲記のとおり数値を見込んでいます。

「(7) 就労定着支援」については、先ほどの成果目標、20ページになりますが、その中で令和5年度の就労定着支援の利用者数を9人と見込んでおり、それに合わせて利用者人数を見込んでおります。先ほどの成果目標の中でも説明いたしましたが、現在、市内に事業所はありませんので、事業所開設に向けて働きかけを行いたいと考えています。

30ページの「(9) 短期入所(ショートステイ)」です。現計画では短期入所の福祉型と医療型をあわせて数値目標を設定しておりましたが、県への報告時には福祉型と医療型を分けて報告していることもあり、次期計画からそれぞれで数値目標を設定することとしました。

31ページの「3. 居住系サービス」の「(1) 自立生活援助」「(2) 共同生活援助(グループホーム)」では、新たに精神障がい者の地域移行に関する項目として、実利用者のうち、精神障がい者の利用人数を記載することとなっています。「(2) 共同生活援助(グループホーム)」については、本年度末に新たに事業所が開設される予定がありますので、令和3年度から数値を増やして見込んでおります。

32ページですが、「(3) 施設入所支援」となっており、成果目標に合わせ令和5年度の入所者数を62人と見込んでいます。

33ページをご覧ください。「4. 相談支援」「(1) 計画相談支援」です。平成30年度、令和元年度に事業所が開設されたことにより、全ての障害福祉サービス利用者が計画相談を利用されています。障害福祉サービス利用者は増加傾向にあることを勘案して令和5年度に120人の利用を見込んでいます。

次に、「(2) 地域移行支援」、34ページの「(3) 地域定着支援」です。こちらについては、先ほどの「自立生活援助」や「共同生活援助(グループホーム)」と同様に、精神障がい者の地域移行に関する項目として、新たに実利用者のうち、精神障がい者の利用人数を記載することとなっています。どちらのサービスも利用実績はありませんが、地域移行の推進の観点から、今後の見込み量を設定しています。

35ページをご覧ください。「第6章 障がいのある子どもに対するサービス等の

見込み量と今後の方策」です。

「1. 障害児通所支援」のところですが、現計画からの継続項目となりますが、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、平成30年度から事業所指定の際には総量規制が導入されています。兵庫県独自の政策ですが、計画に定める各年度の延べ利用人数に達した場合等は、十分にニーズが満たされたということで兵庫県より事業所等の指定がなされないといった方針が示されており、それを明文化しております。

次に、「(1) 児童発達支援」ですが、こちらは利用ニーズも高く利用者が毎年伸びている状況です。児童の早期支援が重要ということで、保健センター等との連携がうまくいっていることもあり、利用者が伸びております。この傾向は今後も続くものであると考えて見込んでおります。

36ページの「(2) 医療型児童発達支援」ですが、先ほどの21ページにもありましたように、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の整備が設けられている関係もあり、こちらの事業も令和5年度までに開設に向けた働きかけをしていきたいと考えております。

次に、「(3) 放課後等デイサービス」です。就学後の子どもの療育になりますが、令和元年度に事業所が開設されたこともあり、年々利用が伸びています。ニーズも高く利用者も増加傾向にあることを踏まえて、利用者数を見込んでいます。

37ページの「(4) 保育所等訪問支援」です。こちらは、本年度に市内に事業所が開設されたことから、利用者が増加するものとして見込んでいます。

次に、「(5) 居宅訪問型児童発達支援」です。こちらは障害児通所支援を利用するために外出が著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問し基本的な動作の指導や知能技能の付与等を行うサービスです。このサービスの利用は今のところない状況ですが、利用ニーズを把握しながらサービスの必要性について検討していきたいと考えています。

38ページをご覧ください。「2. 障害児相談支援」です。先ほど、大人の計画相談のご説明をさせていただきましたが、こちらは児童の計画相談となります。こちらでも平成30年度、令和元年度に事業所が開設されたことにより利用者が急増しております。利用者のほとんどが計画相談を利用されていまして、今後も障害児通所支援の利用者は増加傾向であることを勘案して見込んでおります。

次に、「(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」です。こちらは、現計画からの継続項目となり現時点で配置ができておりませんので、コーディネーターの配置につきまして、関係機関と検討していきたいと考えています。

39ページの「(3) 発達障害者等に対する支援」です。こちらは新たな項目となりまして、発達障がい者等及びその家族への早期支援として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、関係機関とともにペアレントトレーニング等の支援体制の確保に努めていき

いと考えています。

40ページ以降は、「第7章 地域生活支援事業の実施に関する事項」です。

「1. 理解促進・啓発事業」については、ニーズ調査においても、民生委員や地域の方に障がいのある人のことを理解してもらうことが大切だという意見が多数あり、大切な項目となっています。これまでもパンフレットやチラシの作成、また、基幹相談支援センターとも連携して研修・啓発を進めており、今後も障がいへの理解を深めるため、地域への働きかけを実施していきたいと考えています。

41ページの「3. 相談支援事業」です。「(2) 基幹相談支援センター」については、平成29年度から設置をしております。(1)にも障がい者相談支援事業がありますが、こちらも含めて障がいに関する相談への対応や理解促進・啓発、地域生活支援拠点整備の中心的な役割を担っておるところです。

令和2年1月から相談員が2名となり、さらなる体制の充実が図れているものと考えています。

42、43ページは「4. 成年後見制度利用支援事業」「5. 成年後見制度法人後見支援事業」「6. 意思疎通支援事業」を記載しております。

44、45ページに「7. 手話奉仕員養成研修事業」「8. 日常生活用具給付等事業」「9. 移動支援事業」「10. 地域生活支援センター」を、46、47ページに「11. その他の事業」ということで、地域生活支援事業の業務を記載しています。

48ページですが、「第8章 計画の推進」として庁内の連携体制や各種団体、地域との連携、国・兵庫県・近隣市町との連携について記載し、最後に計画の評価・点検として、計画の評価にあたっては、本協議会に進捗状況を報告し、PDCAサイクルに基づいて進行管理を行うこととしています。

49ページは資料編ということで、次回にはこちらも整理した形でご提示させていただきたいと考えております。

説明は以上となります。

議長	以上で説明は終わりました。内容につきまして、委員の皆様からご意見・質問等ございましたらお願いします。
委員	20ページの福祉施設から一般就労への移行についてですが、福祉施設から一般就労に移行しましたら、サービス等利用計画の相談員さんから離れることになるんですね。それを知らない人が多いということと、そこで離れるところで、じゃあどうしたらいいの？となるんですよね。今まで相談していた人のところに行ったら、今は一般就労にいったから違うのよ、というふうなことになり、聞くことは聞きますけれども、もう一歩先へでる、というような計画したりはできないんですよということになって、一般就労になると一人ぼっちになっちゃうんですね。ましてや親が高齢化で親に全然頼れなくなっている状況の中で、そうやっていくときに、就労定着支援も一般就労してからのサービスなので1割負担となって有料になり、どうしても本人が希望すればしてもらえないけれども、就労しました、でもジョブコーチは最初の何回かくらいしか来られない。だから今聞きたい、言いたい時に言う人と

いったら会社の上司しかいない、という状況の不安な中で仕事をされるわけで、なかなか定着っていうのがしんどいんですね。そういうときにやっぱり身近にいる人に聞けたらいいんですが、なかなかそこがない方であったり、今市役所の方にえ〜るができたので、「え〜るに行ってみたら？」ということで、これからえ〜るが話しやすくて、そこで相談の方がいらっしゃるから行ってみましょう、というふうな声掛けができるので良かったかなと思うんですけど。実際には今までの相談員さんから離れるというところについて、もう少し定着支援を必ずするようにして、「誰かいるよ」というふうにさせていただくとか、何かしていかないと、一般就労しても本当にすごい不安で続かない。でも、毎回「こんなこと言われたけどどうしたらいい？」「ああしたらいい？」っていう不安がいつもあるんですね。それに対して私たちが聞くと、聞ける人として聞いてもそこから先のことはできない。そののちをちゃんとフォローしないと、一般就労に移行しましょうと言っても、本当に本人さんはそれでできるんだったら普通に就職できているわけです。そういう意味でもそののちをしっかりとフォローできるような体制にしていきたいと思います。その中で「え〜るがあるよ」ということを私も言っていけたらなと思っていますけど、その窓口で、来やすい体制にしておくというのをお願いしたいと思いました。

以上です。

議長	何か事務局のほうからコメントを。
基幹相談	<p>一般就労されたあとの相談先が難しいというのは皆さん言われてまして、就ポツさんから登録されて就労の支援をうけられた方というのは、就ポツさんが引き続き支援をしてくださったりということがあるんですけども、お一人で就職されたという形になると、相談員も話は聞けたとしても、なかなか相談支援専門員さんも、ずっとずっとその先まで見ていきますよ、というのはやっぱり業務量的にどうしても難しいというお話もあると思います。一般相談として話は聞けると思うんですけども、じゃあその先を誰が相談にのっていくのかという課題で、それが難しく定着がしづらい方がいるのかなと思います。就労定着支援を利用されている方であれば、引き続きそこが支援してくださるんですけども、そうじゃなくて一人ぼっちでいらっしゃる方ということでしたら、え〜るでご相談にのれることでしたらお話を聞かせていただきますし、え〜るの中に就労の相談員さんもいらっしゃったり、就ポツさんとかと連携しながら支援させていただけたらと思いますので、何かありましたらご相談に来てください。</p>
委員	<p>就ポツさんも担当の方が一人しかいらっしゃらないので忙しくて来てくれないとか来てと言えないというのが本人さんからの生の声として聴いているんですが、そういうこともあって前の相談員さんのところに行けなくなった、というのが現実なので、就労するときに必ず本人さんに、「これからの相談は市のここですよ」とか「他に誰か相談する人いる？」とかいう確認もフォローしていただいたり、定着支援というのがあって、それだったらしょっちゅういつでも来てくれるんですよ、とか、そういうところをちゃんと本人さんに分かってもらったうえで一般就労に移行と</p>

	<p>いうのを進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
委員	<p>就ポツの職員、担当が一人ということですが、他のところに出たり、その時そのタイミングで関わるができないこともあるかもしれないのですが、できる限りのことはさせていただきますので、またよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>他にご意見等ありますか</p>
委員	<p>あの同じく20ページの数値目標1.2倍とか1.27倍とか、国の方が令和5年までの長期目標として定めているわけですから、赤穂市さんに責任はないと思うんですけども、この数値についてちょっとお伺いしたいんですけども、これは厚労省が一方的に決めた数値ですか。細かく見ると少しずつ違うんですけども、これは何を根拠にされているのか全然わからなくて。当然今回みたいにコロナの状況になってくれば、雇う方もどんどん幅が狭まっていきますから。そういう要因は全く考えていないのか、情報としてご存じであれば教えていただきたい。</p>
事務局	<p>こちらの数値は国の基本指針がこの数字となっています。この数値は去年の国の審議会においてこういった数値が出てきておりますので、コロナのこととかは一切考慮されていない数値となっていますので、今のところで、この数値が本当にクリアできるのかといいますと、状況としてはどうなのかなとは思っています。</p>
委員	<p>要するに単に3割くらい増やせと言っているだけのように思いますよね。ちょっといい加減かなと思ってしまうんですけども。実際問題、例えばうちの方も就労移行やっていますけれども、無事に卒業された方が出て行かれると、能力的に難しい方が残って、なかなか卒業できない人がどんどん増えていくんです。事業を始めた時にはうまく乗れたんですが、どんどん長くなればなるほど、難しい人が残ってしまったということになって、なかなか令和5年までに0.3倍増やせと言われるとかなりしんどいかなと思っているのが実情です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。関連でさっき国が去年数値をだしたということで、例えば22ページ6の相談支援体制の充実強化等はまだ現在国の方で検討しているという説明があったと思うんですけども、1.26倍とかという数値を見直すという雰囲気というのは、そうのは全然聞いていないですか</p>
事務局	<p>この1.26倍というというのは、今年の5月に国の方が基本指針を示されたものとなっています。告示で示されていますので、たぶんよほどのことがない限り変更がないと考えています。</p>
議長	<p>わかりました。他には。</p>
委員	<p>32ページの施設入所支援。これも数字の話になるんですが、私はずっとこの計画は達成してもご褒美があるわけでもなく、達成できなかったからと言ってペナルティがあるわけでもなく、一体何のためにたてているんだろう、とずっと思っています。ここで入所施設1.6%以上削減し、と書いてあるんですけども、これを達成するためにどのような取り組みをされるのかっていうところを、考えないといけないと思うんです。本当に達成しようと思うと、うちに入所している赤穂市の人を出ていただければそれで達成するんですね。でもそういう問題ではないんですよね。</p>

例えば本当は入所施設に入所したくなくて、でもやむを得ない理由で入所して、でもいずれ地域へと考えておられる方が一人でも二人でもいらっしゃるんだとすれば、その人への取り組みをどうしていくのかということに尽力していくべきだと思うし、できたら私は数字上の話だけじゃなくて、これを題材にして一人一人にどう向き合うかということを考えられる計画になったらいいなといつも考えているんで、ちょっと理想っぽい話なんですけれども。

特に入所施設はギリギリの状態です。それをなおかつ減らしていこうという国の方針があるんだとすれば、入所施設だけの力を出していくのは難しいので、是非とも赤穂市がどうしようとしているのかということとを前面に出していただいて、一緒にやっっていこうということを入所施設にも投げかけてほしいなと思います。それぞれの市町で1.6%を出していこうという目標を掲げているということは、残念ながらうち施設の職員は知りません。

以上です。

事務局	<p>この表をみていただいてもわかるかと思うんですが、入所者数は一人ずつですが増えてきています。じゃあそれをどう減らしていくんだというのは、難しい問題だと思います。親も高齢化していく中で、親亡き後というのは、親が安心していくためには、障がいのある子が施設に入れば親は安心できる、子どもも施設に入れば安心できるだろう、というような考えをしている保護者さんが多いように感じます。私達が基幹と地域生活支援拠点を進めていく中で話しているのは、本当にその人が施設に入るのが、その人にとって良いのかどうか、ということを考えていけたらいいなと考えています。地域のサービス、障害福祉サービスとか、今ある資源を活用してなんとか一人で生活できる方の中にはいらっしゃるんじゃないかというところを、親が施設入所させたいから、じゃあ施設紹介しますね、というのではなくて、一旦その前で立ち止まって、おうちで暮らしていく方法は何かないですかというところを問いかけてみてもいいのかなとは考えております。だからといってそれが施設入所の入所者数減に繋がるとは思えないんですけども、まずそういうところから、施設に入る前に地域で生活していくことを考えていって、もしそれがうまくいけば、施設入所に移行する人が減っていくというところにつながる可能性があるんじゃないかというふうに考えていますので、まずそういうところから少しずつなんですけど、考えていけたらなと思っております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。もう一点いいですか。38ページの、(2) 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置という記載があるんですが、これっていうのは財政的な支援かなにかというのはあるんですか。どういう位置づけのコーディネーターなのか、と思ひまして。</p>
事務局	<p>こちらの医療的ケア児のコーディネーターというのが、この間の西播磨圏域自立支援協議会の市町部会の方でも課題として上がっておりまして、西播磨のどこの市町も今のところ設置していない状況です。まずはコーディネーターの役割がわから</p>

	<p>ないのが一つと、医療的ケア児のコーディネーターが、医療、福祉、保健それぞれの関連分野を支援するとなっておりますけれども、じゃあ障がい分野の相談員がコーディネーターになったとしても、医療の部分がいまいち知識として備わっていない。じゃあその医療のところをどうすればいいんだというような問題が出てきておまして、どこの市町も非常に悩んでいるところであります。先だっの市町部会では、圏域でコーディネーターの配置というのができないだろうかというのを、龍野健康福祉事務所のほうに投げかけておまして、そういうことができれば、私たちも圏域全体で考えられて、市町でコーディネーターを配置したとしても対象者が少ない中でどういったことができるかというのは非常に問題になってくると思いますので、圏域での設置というのも龍野健康福祉事務所とも検討しながら進めていきたいなと考えております。</p>
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p>一点だけ。さきほど委員からも出ていましたけれども、コロナの問題点、おそらくまだ続いていくのだろうと思われまます。ただ、計画素案の現段階ではそれに対するコメントが全然でていないということです。3年の短い計画なんですけど、やっぱりその辺もどこかに計画として載せた方がいいんじゃないかと思うんですけども。じゃあ、どういう載せ方がいいのかというのは事務局のほうで検討していただいたらいいんですけどもね。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。コロナの関係、目下一番大事なところで今後も影響するだろうということでもあります。この現在の素案は、構成についてはこのような形でということでご提示させていただいております。先ほど係長が説明しておりますとおりの、国の指針とかがちょっとはっきりしないところもございますので、その辺と合わせまして検討というか、次回お示しするときには何らかの形でご報告できればと考えております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にご意見ご質問等はございませんか。</p> <p>他にないようでございます。そうしましたら、協議事項ですので皆さんの承認が必要になってまいります。</p> <p>(1) ニーズ調査の結果について及び(2) 計画素案について、これについては皆さんの方からそれぞれご意見をいただいたと思うんですけども、計画の方向性について今日の素案で進めていくということで、承認をいただいたら、ということでもよろしくお願ひします。</p> <p>(1) ニーズ調査の結果について及び(2) 計画素案について、承認いただけることでご異議ございませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>ご異議なしということで、本協議事項については承認することといたします。</p> <p>次に、その他ということで計画以外のことでも結構です。何か委員の皆様の方でご意見等ございましたらお願ひいたします。</p>
委員	<p>事前にお伝えしてたらよかったと思うんですけども。コロナのお話がさっきから出て</p>

いるんですが、今日午前中に知的障害者施設協会の播但地区の施設長会の役員会に出ていたんです。そこでコロナの応援体制についてということが議題の一つになりました。応援というのは二つの種類があって、一つはうちのような施設でクラスターが発生したときに人手がいなくなってしまうところを、どう応援できるのか。もう一つは在宅で暮らされている障がい児者の親御さんや介護している人がコロナで陽性になって入院を余儀なくされた。でも障がいを持っている人はPCR検査で陰性であって、その方自身は濃厚接触者ではあるけれども、入院や宿泊療養の必要はない。でも、家で一人になってしまって面倒を見る家族がいなくて、場所を用意してそこへ応援の職員を派遣するという施策を、今、県の方が作ろうとされているんです。そこに対しては施設協会の方から応援の職員を送ってほしい、というスキームが今でき上がろうとしているんです。ただ、これは県のスキームで、県が言われるには、まず最初にその事態が生じた市町が責任をもってその障がい者をどうするのかということに対応してもらおうと。で、市町がいろいろ手を尽くしたけれども、社会資源の状況も含めて無理だということになったら、県のスキームが動く。そういう流れになっているんですね。5月には県の方から市町に、そういう体制に対して、それぞれの事業所に問い合わせるなどして、市ごとの体制を作してほしいという文書も送られているというふうには聞いているんですけども、赤穂市の場合、そういう事態が生じたときに、どういうふうに対応するかというようなお話はどこかでされているか、今からしていくのか、というところを教えてくださいましたらと思うんです。もしお答えできるようでしたらよろしくお願ひします。

事務局	<p>そちらの件に関しましては、市内の団体さんからもそういう時になったらどうするのかというようなご質問は出ております。ただ、赤穂市としてはこれから検討といたしますか、関係機関や庁内の関係部局と協議する必要があるとは考えてはおるんですが、障がい担当だけで済む話ではないので、ちょっと動いていない状況です。</p> <p>今のところ赤穂市では障がい者のご家族さんに患者さんは出てないですけども、親御さんも心配しているところで、じゃあ子どもと別々になった時にどうするのかということをおっしゃっておりますので、関係機関とも協議しないといけない課題かとは思っております。すみません、今のところこういう状況です。</p>
事務局	<p>すみません、補足なんですけれども、つい先日なんですけど、県の方からも受け入れ態勢でかかり増し分の経費が余計に掛かるということで、補助のメニューを検討されているという通知は来ているので、市としましても県の方向性が固まり次第検討していければと思っています。</p>
委員	<p>ものすごく喧々囂々とした話になったんです。県がそのようなかかり増し経費を用意するとか、そういうことを考えてもらっているという話も聞いているんですが、じゃあ、お金をもらったらそれで私達施設長は職員に行けという命令が出せるのか。重症化するかもしれないという責任を一体誰が持つんだろうとか。私たちは社会福祉法人の使命として、困っている人達に対して何かをしないといけないという気持ち</p>

ちで動こうとは思いますが、でもなぜ私たちだけがやらなければならないのかと。まずは市町が困っている市民に対してどうしようかという方針があって、一緒にやっっていこうという形にできたら私たちも頑張れるよね、という話をしてきたところだったんです。

委員

似ている面があるので、精神科病院に関して申し上げます。ご存じのように、仁恵病院さんが3月に精神科病院の中で初めてクラスターを起こしたんですね、兵庫県の姫路の精神科病院です。その時、12名でしたか、クラスターが起こった。結局ですね、初めてでもあったんですが、かなり姫路市さんが力を入れられたということもあったんですけども、結局、本当に重症で動けなくなった方は、専門の病院とかに運ばれました。ですけど、軽症で動き回ってしまう方、認知症を想像していただけはいいと思うんですけども、統合失調症の方もいっぱいいたんですけども、やっぱり認知症の方は歩き回ってしまうんですね、マスクもしませんし。そういう方は、結局どこの病院さんも断られました。で、仁恵病院さんのなかでゾーニングして、ある一角にとにかく集めました。感染者が出た病棟の看護師さんも濃厚接触者なので休職になって、よその病棟からの看護師さんでなんとか賄ったと。14日連続夜勤やられた看護師さんもいらっちゃったそうです。車中泊です、はっきり言って。子どもにうつせないのということで車中泊で頑張っていた状態です。

それから約半年近く経っているんですけども、基本的に県立の精神科の専門病院である、県立こころの医療センターというのがありますが、そこでやっと6床だけ、確保できています。万が一、精神科病院等で起こった場合、重症はまず間違いなく病院に入院すると思うんですけど、歩き回ることができてしまうような方の場合、言うことを全然聞いてくれない場合は、おそらく精神科病院は自分達のところでみないと仕方ないだろうなと腹をくくっています。もうしょうがない、他にもっていきようがないわけですから。要するに、自分のところは自分でやりなさい、という状況なんですね。ただ、3月、4月の段階と比べていい面は、PCRがかなり早く、即日結果がでるようになったことで増えています。病院への入院は即日できるように聞いていますけれども、そういうふうな形で、「あ、やばいな」と思ったときに、例えば抗原検査であれば、うちの場合でもキットを一応入手しています。ですから、50%しかわからないという話なんですけど、とりあえずそれだけのリスクが高いかどうかだけは判断できる、というふうなところで、早めに見つけることはできる。ただ、見つけたときに「さあどうしましょう」といって、保健所に相談して、「じゃあどこそこ病院に適切に行ってください」という指示がでるかどうかは、まだ決まっていません。救急でいきなり来られた患者さんが37.5℃以上あったらどうしようかという話もありまして、その場合も、夜間であれば県立こころの医療センターが一旦みます、ということになっています。ただ、県立こころの医療センターの中でも即日できるPCRがあるんですけど、2時間かかるんです。夜中でも行って2時間待ってもらって、結果が出て陰性だったらすぐ送り返されます。す

ぐ診察しろ、という話になります。一応PCR陰性だったから、違うから大丈夫、という感じになっているんです。ですからマスコミの話では7割しか確率がないというんですけれども、3割無視しています。そんなこと言っていられない。で、そういうふうな状態で、東京都の方は、ある精神科病院さんが50人のクラスターが出たんですけど、テレビで出てましたけど、都立精神医療センターの方ですごく頑張って全員を入所できるようにというふうに頑張ったんですけど、規模が全然違いました、兵庫県と、残念ながら。とてもそれができるような状況ではありません。ですから、あれと同じことをやれと言われたら兵庫県は絶対無理と思いました。ですから、まあ無理なものは頼めないで、そうすると最大限、各施設さんで当たり前のことかもしれないけどマスクと手洗いをやって、職員から絶対持ち込ませないようにして、面会、外泊、外出の制限、これもきっちりやって、そうやらなきゃしょうがないという状況です。学校さんも同じだと思います。特に学校の場合は若い子は症状ないですから、いつクラスターが起こるかわかりません。むしろ先生の方が症状がでて、それでわかるようなケースが多いですから、そういうふうなことも念頭に入れて、やっつけていかなきゃいけない、というふうに思っています。

実際赤穂市でもこの前、6名でしたか、感染者が出ましたよね、8月頃に。あの時も保健所さん大変だったみたいですね。濃厚接触者を調べるだけで数百人だったと聞いています。PCRを当時は加古川まで持っていかないと検査ができない時でしたので、毎日保健師さんが十数件の検体を往復して持っていったそうです。幸いそういうふうなことはある程度少しずつでも緩和されてきているので、そういった面を踏まえて何とか対応しないとイケないのかなというふうに思っています。現状報告です。まだまだ先が長いかなと思っています。以上です。

委員	<p>施設で、というのは私も想定はしているんだけど、在宅の方が陽性じゃないのに、濃厚接触者、陰性で濃厚接触者になるんですよね、同居だったら。でも症状がなくて陰性だという人をどう支援するのか、そこが一つ課題としてあるんだという話です。そこに施設協会がどう関わるかという話をしているところなんです。</p>
議長	<p>ありがとうございます。他にございませんか。 事務局の方はよろしいですか。</p>
事務局	<p>事務局からです。 資料5、計画策定の今後の日程等についてご説明させていただきます。 本日、9月30日に第2回目の協議会ということで、ニーズ調査の結果と計画の素案を提示させていただきました。これから、10月下旬までに計画案を作成し、11月上旬を目途に、各委員さんに計画案を送付させていただこうと考えています。計画案を見ていただいた中で意見を事前に頂戴しまして、11月17日に予定しております第3回の自立支援協議会で、委員さんから頂戴した意見のある程度反映した計画案を提示させていただきたいと考えています。12月15日から1月14日にかけて、計画案を広報あこうやホームページ、各公民館で縦覧できる形をとってパブリックコメントを実施したいと考えています。1月中旬にパブリックコメン</p>

	<p>トの集約と公表をして、そちらを踏まえた形で計画書を作成いたします。1月下旬から2月初旬にかけて第4回の自立支援協議会で計画書をご協議いただき、3月には計画書を作成・公表という形で考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの説明に関しましてご質問等ございませんか。</p> <p>ないようですので、これをもちまして令和2年度第2回赤穂市障害者自立支援協議会を閉じさせていただきます。熱心なご協議ありがとうございました。</p> <p>本日は大変お疲れ様でした。</p>